

## 電子申告 R4 Ver.17.10（法人税 e1、申請届出 e1）のリリース

e-Tax（国税電子申告・納税システム）の平成 29 年度法人税申告等、eLTAX（地方税ポータルシステム）の電子署名モジュール更新等に対応した電子申告 R4、法人税 R4 および申請届出 R4 の電子申告プログラムをリリースします。

2017 年 3 月末をもって従来商品「INTER KX」・「応援シリーズ」のソフトウェアのサポートが終了となりました。

「INTER KX」・「応援シリーズ」をお使いのお客様は、「R4 シリーズ」への切り替えをお願いいたします。

### 1. 発行プログラム

#### ■電子申告 R4

| システム名   | バージョン |
|---------|-------|
| 電子申告 R4 | 17.10 |

※ ライセンスが変更になります。17.1 用のライセンスが必要です。

※ E i ボード Ver.17.10 以上の環境が必要です。

※ 旧製品の平成 28 年度のデータをコンバートすることができます。

#### ■電子申告更新用

| システム名                   | バージョン | 更新の対象    |
|-------------------------|-------|----------|
| 法人税 R4 H29 電子申告更新用プログラム | e1    | 17.10 以降 |
| 申請・届出書 R4 電子申告更新用プログラム  | e1    | 17.10 以降 |

※ 申請・届出書 R4 Ver.17.10 は、同日（6/19）ダウンロード公開です。

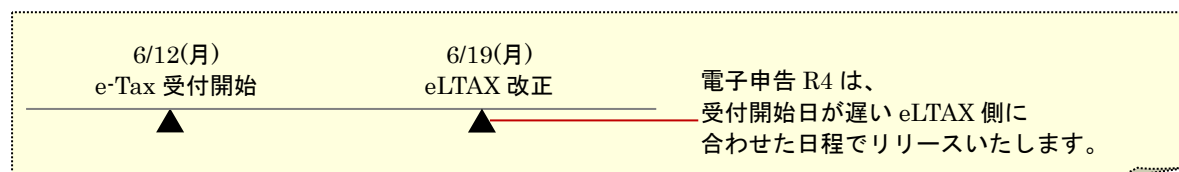
### 2. 日程

2017 年 6 月 19 日（月）

※ダウンロードマネージャー、マイページ共通の日程です。

本年 6 月は、国税・地方税両方の改正があります。（例年の 6 月は国税のみ）

電子申告 R4 は、受付開始日が遅い地方税に合わせた日程でリリースいたします。



#### ■旧製品で地方税申告が利用できなくなります

6/19 以降は、新しい電子署名モジュールで電子署名をしたデータしか送信ができなくなります。電子申告 R4 と 17.10 にバージョンアップしても、旧製品（InterKX 電子申告/電子申告応援/電子署名応援）が使用する電子署名モジュールは差し替わらないため、2017 年 6 月 16 日（金）を以って、旧製品を使用しての地方税電子申告は利用不可となります。

### 3. システムの対応内容

#### 3-1. 法人税 平成 29 年度申告対応【法人税】

平成 29 年 4 月 1 日以後終了事業年度分法人税申告の電子申告に対応しました。

##### ■受付対象別表等

例年同様、この時期は主要別表等のみのお受付となります。  
受付対象となる別表等は下表のとおりです。

| 法人税 R4 H29 (17.1) 対応別表等の一覧 (○印が電子申告受付対象となる帳票) |              |                     |
|---|--------------|---------------------|
| ○ 別表一 (一)、次葉                                  | 別表六 (九)      | ○ 別表十四 (二)          |
| ○ 別表一 (二)、次葉                                  | 別表六 (十)      | 別表十四 (五)            |
| ○ 別表一 (三)、次葉                                  | 別表六 (十五)     | ○ 別表十五              |
| ○ 別表二   | 別表六 (十六)     | ○ 別表十六 (一)          |
| ○ 別表三 (一)                                     | 別表六 (十六) 付表  | ○ 別表十六 (二)          |
| 別表三 (二)                                       | 別表六 (十八)     | ○ 別表十六 (四)          |
| 別表三 (三)                                       | 別表六 (十九)     | ○ 別表十六 (六)          |
| 別表三 (四)                                       | 別表六 (二十)     | ○ 別表十六 (七)          |
| 別表三 (五)                                       | 別表六 (二十三)    | ○ 別表十六 (八)          |
| 付表 (土地譲渡)                                     | 別表六 (二十三) 付表 | ○ 別表十六 (九)          |
| ○ 別表四   | 別表六 (二十四)    | ○ 別表十六 (十)          |
| ○ 別表四 (簡易様式)                                  | ○ 別表七 (一)    | ○ 適用額明細書            |
| ○ 別表四 (次葉)                                    | ○ 別表七 (三)    | 特別償却の付表 (一)         |
| ○ 別表五 (一)                                     | ○ 別表八 (一)    | 特別償却の付表 (二)         |
| ○ 別表五 (一) 付表                                  | 別表八 (二)      | 特別償却の付表 (五)         |
| ○ 別表五 (二)                                     | 別表十 (五)      | 特別償却の付表 (六)         |
| ○ 別表六 (一)                                     | ○ 別表十 (六)    | 特別償却の付表 (七)         |
| 別表六 (二)                                       | ○ 別表十一 (一)   | 特別償却の付表 (八)         |
| 別表六 (二の二)                                     | ○ 別表十一 (一の二) | 特別償却の付表 (十七)        |
| 別表六 (三)                                       | 別表十一 (二)     | ○ 別表十八              |
| 別表六 (三) 付表一                                   | ○ 別表十三 (一)   | ○ 欠損金の繰戻しによる還付請求書   |
| 別表六 (四)                                       | 別表十三 (二)     | ○ 税務代理権限証書          |
| 別表六 (六)                                       | 別表十三 (三)     | ○ 添付書面 33 の 2 第 1 項 |
| 別表六 (七)                                       | 別表十三 (四)     | ○ 添付書面 33 の 2 第 2 項 |
| 別表六 (八)                                       | 別表十三 (五)     |                     |

※ 決算書や勘定科目内訳明細書、法人事業概況説明書も受付対象です。

※ 地方税は全ての帳票が電子申告可能です。

#### 3-2. 「所得税の予定納税額の 7 月 (11 月) 減額申請書」新様式の電子申告対応【申請届出】

「所得税及び復興特別所得税の予定納税額の 7 月(11 月)減額申請書」について、新様式の電子申告受付が開始されたため、これに対応しました。

##### ■新様式の受付が開始されない帳票について

申請・届出書 R4 で対応している届出書のうち、この 6 月から新様式の受付が開始されるのは上記一帳票のみです。

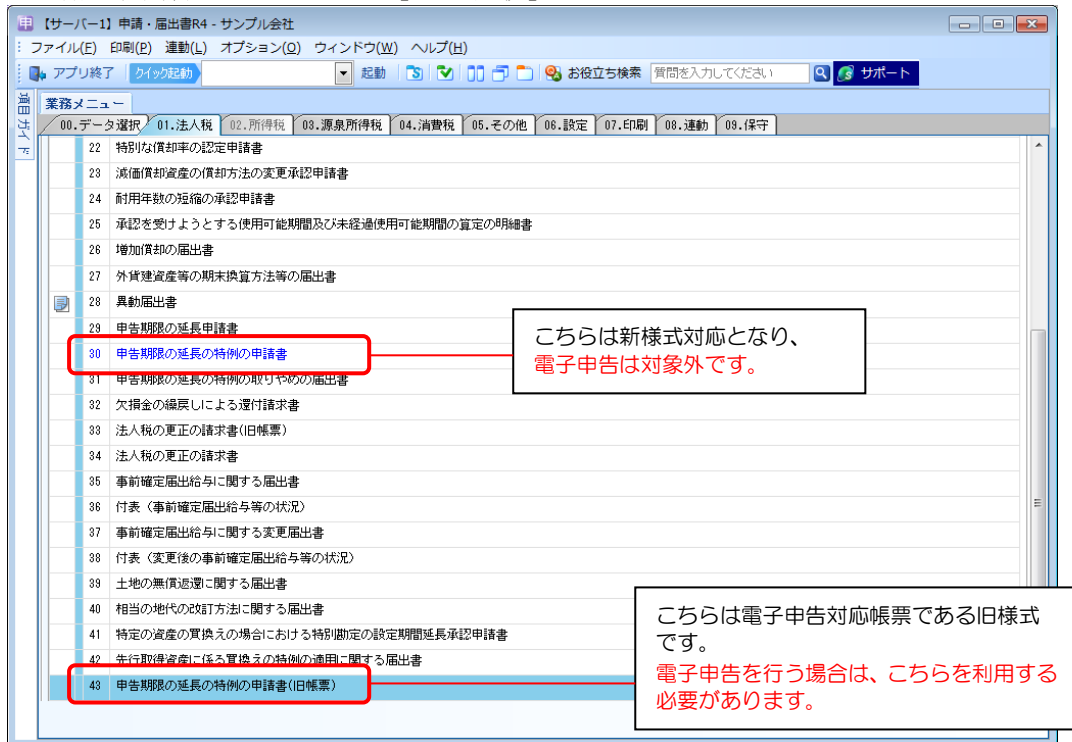
これ以外の帳票は、引き続き旧様式での電子申告となります。

## ■「申告期限の延長の特例の申請書」の電子申告について

「申告期限の延長の特例の申請書」は今回の様式変更で大きく変更となりましたが、こちらも新様式での受付は開始されません。

「申請・届出書 R4」 Ver.17.1 では、この帳票の新様式に対応するとともに、引き続き電子申告が行えるように旧様式のメニューも選択できるようになります。

### ▼申請・届出書 R4 Ver.17.10 [01.法人税] タブ



### 3-3. 地方税 添付可能ファイルの変更【電子申告】

申告に添付できるファイル形式の変更(縮減)があり、これまで添付可能であった一太郎、ロータスのファイルが2017年6月19日以降は添付できなくなりました。

電子申告 R4 でも、本バージョンにてこれらのファイルを添付できないようにしました。

#### ■添付可能ファイル(2017.06以降)

- ・テキスト(.txt, .csv)    ・Word(.doc, .docx)    ・Excel(.xls, .xlsx)    ・PDF(.pdf)
- ・画像(.jpg)    ~~・一太郎(.jaw, .jbw, .jfw, .jtd)~~    ~~・ロータス(.wk1, .wk2, .wk4, .wj2, .wj3)~~

### 3-4. 地方税 無害化処理通知等の受信に対応【電子申告】

eLTAXで行われる無害化処理の対応により、新たに「無害化処理完了通知」、「添付資料削除通知」が発行されるようになったため、これを受信できるようになりました。

#### ■eLTAX(地方税ポータルセンタ)で行われる「無害化処理」について

2017年6月19日以降、申告書等に添付されたファイルは、地方税ポータルセンタにて、ファイルが再構成され、悪意の可能性のあるデータ領域を除去(これを「無害化処理」といいます。)して、提出先団体に配信されるようになります。

この対応により、地方税の申告データにファイル添付を行った場合は、受付結果とは別に「無害化処理の結果」のお知らせが通知されるようになります。

▼添付ファイルの取り扱い方法の変更のお知らせ(地方税ポータルシステムホームページ)

<http://www.eltax.jp/www/contents/1491869933886/index.html>

## ■通知発行のタイミング

添付ファイルを送信した場合は、必ず「無害化処理完了通知」または「添付資料削除通知」のいずれかが発行されます。（添付ファイルがない場合は従来から変更ありません。）

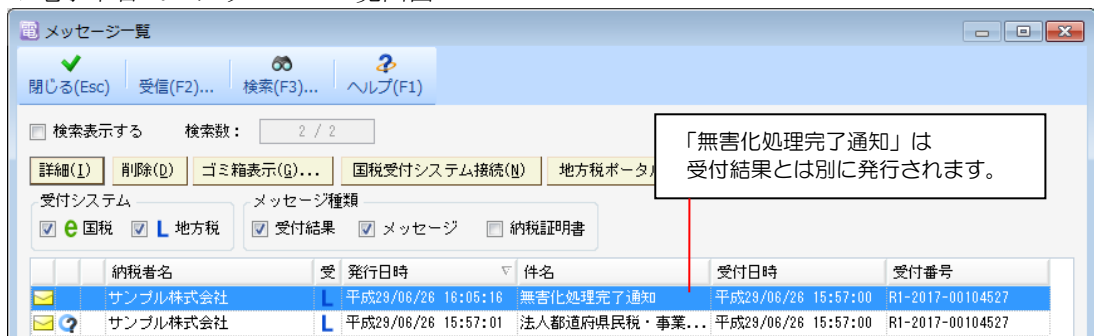
この通知は、申告データ送信の早ければ 10 分程度で届きますが、ポータルセンタの状況によっては、翌日以降になる場合もあります。

## ■電子申告 R4 での受信方法

受付結果とは異なるタイミングで発行されるため、受付結果のように送信と同時に受信することはできません。

送信後、しばらく経ってから、「メッセージ一覧」画面にて 納税者でログインしてメッセージ受信することで受信することができます。（代理人税理士で受信しても受信できません。）

### ▼電子申告 R4 メッセージ一覧画面



## 3-5. 地方税 署名関係ファイルの更新【電子申告】

地方税の電子署名時に使用するファイル（地方税用電子署名モジュール）の更新がありましたので、これに対応しました。

### ■2017年6月19日以降の送信分は 17.10 で署名してください

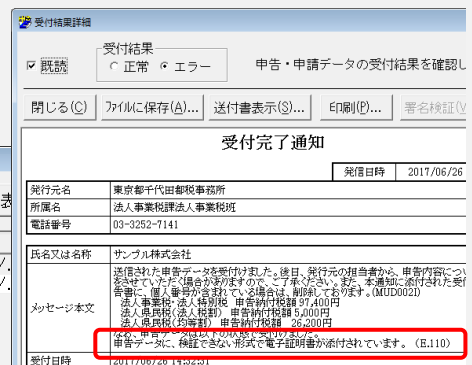
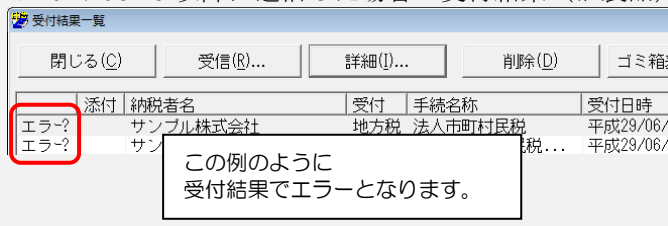
2017年6月19日以降に送信する申告・申請データは、本バージョン（17.10）で電子署名処理を行ってください。

※古いバージョンで電子署名処理したものを（2017年6月19日以降に）送信すると、受付結果でエラーが通知されるため、提出団体によっては、不受理、または連絡・問い合わせが入る可能性があります。

### ■旧製品で地方税申告が利用できなくなります

6/19以降は、新しい電子署名モジュールで電子署名をしたデータしか送信ができなくなります。電子申告 R4 と 17.10 にバージョンアップしても、旧製品（InterKX 電子申告/電子申告応援/電子署名応援）が使用する電子署名モジュールは差し替わらないため、2017年6月16日（金）を以って、旧製品を使用しての地方税電子申告は利用不可となります。

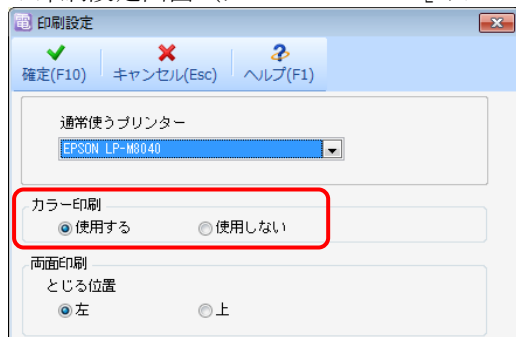
#### ▼2017/06/19 以降に送信した場合の受付結果（旧製品）



### 3-6. カラー設定対応【電子申告】

印刷設定画面に「カラー印刷設定」を追加し、カラーでの印刷をスムーズに行えるようにしました。

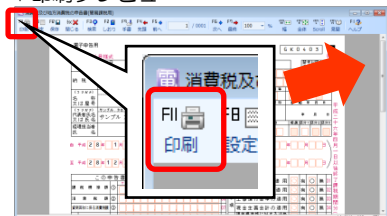
▼印刷設定画面（メニューバーの [オプション] → [印刷設定]）



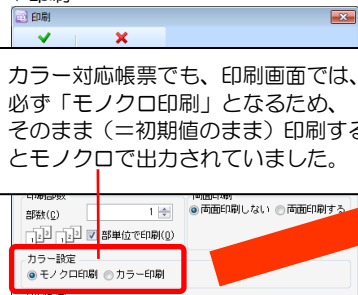
- ・システム初期値は「使用しない」（＝従来と同じ）です。
- ・選択値は、PC単位で保存されます。
- ・「環境設定画面」の「帳票プレビュー罫線の色指定」の設定値との同期は行われません。別々の設定値となります。

#### 前回バージョンまで（＝「使用しない」）の動作

▼印刷プレビュー

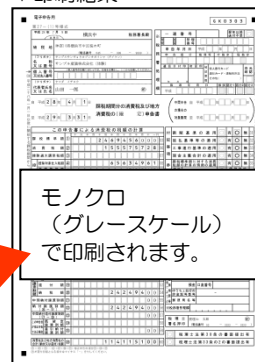


▼印刷



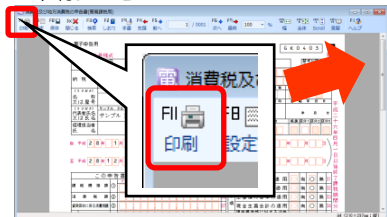
カラー対応帳票でも、印刷画面では、必ず「モノクロ印刷」となるため、そのまま（＝初期値のまま）印刷するとモノクロで出力されていました。

▼印刷結果

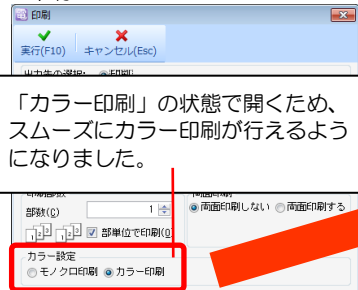


#### 「カラー印刷：使用する」にした場合

▼印刷プレビュー

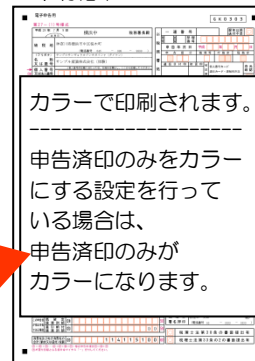


▼印刷




「カラー印刷」の状態が開くため、スムーズにカラー印刷が行えるようになりました。

▼印刷結果



### 3-7. 送信「○」になる条件の見直し【電子申告】

送信処理後、送信欄が「○」になる条件（＝申告データのアイコンが :送信済 に変わる条件）を見直しました。

従来は、送信処理を行うことで即時通知の内容に関わらず「○」を付与していましたが、本バージョンでは、申告データが送信先に到達し、受付番号が発行された場合にのみ「○」を付与するようになりました。

|         |   |
|---------|---|
| 変更前（従来） | 送信処理を行った場合に「○」を付与する。（＝即時通知がエラー等でも○となる。） |
| 変更後     | 受付番号が明記された適切な「即時通知」を受信した場合にのみ「○」を付与する。  |

- ※ 本対応は、2017年1月下旬に発生した「地方税受付システムの応答遅延」に対する改善策の一環です。当時、地方税受付システムの応答遅延により、即時通知の代わりに「ただいま eLTAX は、つながりにくい状況となっています。」のメッセージ等が表示されてしまう状況が発生しており、電子申告 R4 ではこのメッセージを即時通知に格納して、送信欄および即時欄に「○」を表示していました。送信欄に「○」が表示されることにより、「申告できている」という勘違いを誘発してしまう可能性があるため、「○」を表示する条件の見直しを行いました。
- ※ 本条件の見直しは地方税分だけでなく、国税分にも適用いたします。

### 3-8. 平成 24 年度（平成 24 年分）の修正申告に対応【電子申告】

旧製品（インターKX/応援シリーズ）からの取込対象を拡大し、平成 24 年度法人税、平成 24 年分所得税および贈与税の修正申告ができるようにしました。

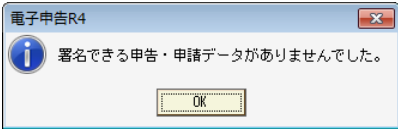
#### ■帳票プレビューについて（平成 24 年度/平成 24 年分）

平成 24 年度（平成 24 年分）データの帳票プレビューについては、全帳票のプレビューには対応しておらず、一部帳票のみとなります。（主様式（別表一、申告書）のプレビューは可能です。）

### 3-9. [署名・送信] ボタンの改善【電子申告】

電子署名不要の手続き（源泉所得税）についても、[署名・送信] ボタンにより、送信処理を行えるようにしました。

「源泉所得税」（←電子署名不要手続き）を選択し、[署名・送信] ボタン押下時の動作

|             |  |                     |
|-------------|--|---------------------|
| 変更前<br>(従来) |  | のメッセージを表示して処理を終了する。 |
| 変更後         | 上記メッセージを表示しないようにし、そのまま送信処理に進む。   |                     |

### 3-10. 完了報告書の出力順の変更【電子申告】

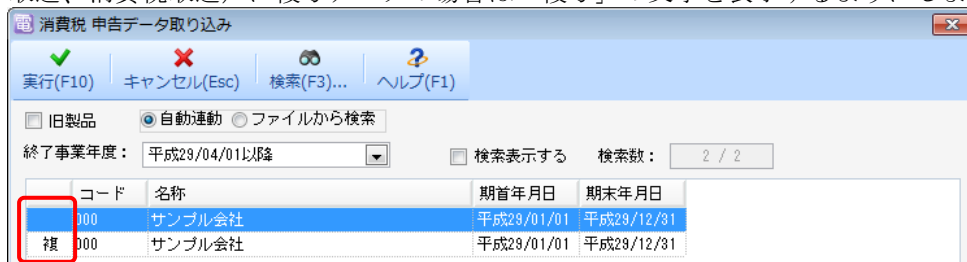
複数の申告データを選択し、完了報告書の出力を行った時の完了報告書の出力順を変更しました。従来は、「完了報告書」と「帳票プレビュー&受付結果詳細」とで並び順が違ったため、同じ並び順で出力するようにしました。

|          |  |
|----------|--|
| 変更前 (従来) | <p>下記のとおり、「完了報告書」だけ異なる順番で出力していました。</p> <p>「完了報告書」 : システム既定の並び順<br/> 「帳票プレビュー&amp;受付結果詳細」 : 画面表示順</p> |
| 変更後      | 「完了報告書」も画面表示順で出力するようにしました。   |

### 3-11. データ取り込み画面の変更【電子申告】

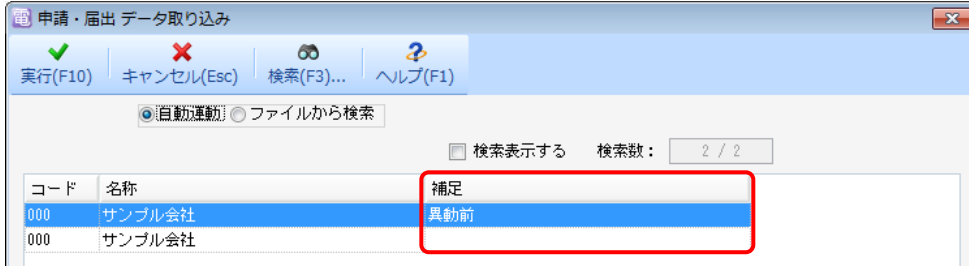
#### ■財務データ選択 複写データの表示に対応

財務側で会社複写によりデータを複製しているケースを考慮して、財務データの一覧（法人税取込、消費税取込）に複写データの場合は「複写」の文字を表示するようにしました。



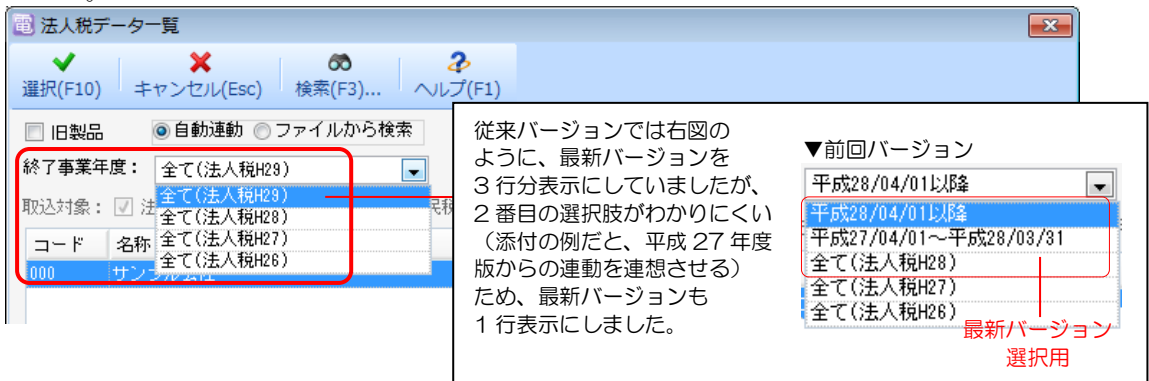
### ■申請届出データ選択 補足情報の表示に対応

申請・届出書側で会社コピーによりデータを複製しているケースを考慮して、申請・届出書データの一覧に「補足情報」の登録内容を表示するようにしました。



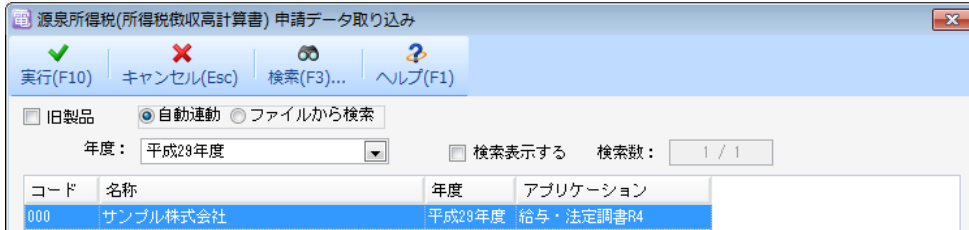
### ■法人税データ選択 ドロップダウンリストの変更

法人税データ取り込みの法人税データ一覧の「終了事業年度」の絞り込みのリストを変更しました。



### ■給与データ選択 アプリケーション名表示に対応

給与のアプリケーション名を表示するとともに、複数の給与アプリから取り込みを行えるようにしました。



※従来は、「給与・法定調書 R4」と「法定調書顧問 R4」の両方がインストールされている場合、「給与・法定調書 R4」のデータを優先し、「法定調書顧問 R4」からの取り込みはできませんでした。

## 3-12. 法人税別表一プレビュー 青白区分表示に対応【電子申告】

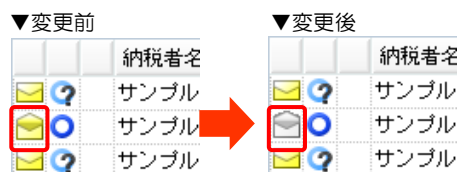
法人税別表一の帳票プレビューで、青白区分についても表示するようにしました。





### 3-13. メッセージ一覧 既読アイコンの変更【電子申告】

既読アイコンの色味を変更しました。  
既読アイコン/未読アイコンともに黄色を基調とした色で見分けがつきにくかったため、既読アイコンを白を基調とした色味にしました。



### 3-14. 処理速度の向上【電子申告】

以下の処理速度を向上させました。

- ①データ選択、もしくは一括処理選択を行った際の申告データ一覧が表示されるまでの時間
- ②送信処理後、受付結果を受信する時間
- ③メッセージ一覧画面が表示されるまでの時間
- ④メッセージ一覧画面でメッセージ詳細を閉じる時間

#### ■本対応により改善される事象

本対応により、改善される事象の具体例です。

- ・ 申告データ件数が多い場合に、一括処理を起動した際、申告データ一覧が表示されるまでが遅く、画面が固まったような状態になる。  
また、取り込みを行うことで申告データ数が増えたり、電子署名や送信を行ったりして申告データのアイコンが変わる（画面の再表示処理が入る）タイミングで、再表示されるまでの時間が長い。  
→ 特にネットワーク版の場合に顕著な事象でしたが、①の対応により改善されます。
- ・ 送信後の受付結果自動受信において、プログレスバーの最後のメモリで止まったような状態になり、時間がかかる。  
→ 100件を超えるデータを送信した場合、環境によっては受信が完了するまでに数十分かかる場合もありましたが、②の対応により改善されます。
- ・ 税理士データのメッセージ一覧を開くときに非常に時間がかかったり、環境によってはエラーになってしまったりすることもある。  
→ 税理士データの場合、代理人として送信した納税者の受付結果が蓄積されているため、メッセージの件数が非常に多い傾向にあります。  
前回バージョンまでは画面が開くまでの時間が件数に比例して遅くなる状況でしたが、③の対応により改善されます。
- ・ 結果確認画面から受付結果詳細を直接開いたときはすぐに画面を閉じることができるが、メッセージ一覧を開いて同じことをすると時間がかかる。  
→ ④の対応により改善されます。

## 4. e-Tax でもクレジットカード納付ができるようになりました

2017年1月4日から開始された国税のクレジットカード納付について、2017年6月12日からは電子申告（e-Tax）でも手続きが可能になりました。

▼ [手続名] クレジットカード納付の手続（国税庁 HP）

[http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/nozei-shomei/credit\\_nofu/index.htm](http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/nozei-shomei/credit_nofu/index.htm)

#### ■電子申告 R4 からの利用方法

e-Taxにより、直接提供される機能であるため、システム対応はなく、現状の Ver.16.20 でも使用することができます。

メッセージ一覧画面を開き、[国税受付システム接続]にて納税者でログインした上で、2017年6月12日以降に発行された受付結果（または納付情報登録依頼）を開くと、[クレジットカード納付] ボタンが表示され、クレジットカードによる納付を行うことができます。



## 5. (情報展開) e-Tax 受付結果エラーの文言変更

電子証明書に不備があった場合等に表示される e-Tax の受付結果のエラーについて、2017 年 6 月 12 日（月）より、一部メッセージ文言を見直す（問題点がわかり易くするような改善を行う）旨の連絡が国税庁殿よりありましたので、その内容を展開いたします。  
お客様からの問い合わせ対応等にご活用ください。

※メッセージが変更された箇所に“下線”を引いています。

※件数は、過去に販売代理店様から弊社に問い合わせがあった件数を集計して掲載しています。

※メッセージに対する補足事項がある場合は、「弊社補足」欄に記載しています。（特に補足事項がない場合は記載を省略しています。）

|   | 変更前  | 変更後  | 件数 | 弊社補足  |
|---|--|--|----|---|
| 1 | HUBH012E<br>送信者の利用者識別番号がデータ内の利用者識別番号と一致しません。 | HUBH012E<br><u>送信される方</u> の利用者識別番号が申告等データ内の利用者識別番号と一致しません。<br>税理士等の方が代理送信される場合は税務代理による利用が可能な利用者識別番号かを確認してください。   | 49 | HUBH012E は申告等データの送信で発生し、HUBH077E は開始届出書の送信で発生しますが、エラーとなる原因は同じです。（原因が同じため、メッセージ内容も同一になっています。）<br>税理士等が関与先の申告等データを代理送信できるようになるのは、「国税利用開始届出書」の提出後、「税務代理利用可能の通知」が発行された後です。（この通知が発行されるまで一定期間かかります。）<br>このメッセージが表示される原因の多くは、この通知が発行される前に、関与先の申告等データを代理送信したことによります。（今回そのことがわかる文言がエラーメッセージ内に追加されました。） |
| 2 | HUBH077E<br>送信者の利用者識別番号がデータ内の利用者識別番号と一致しません。 | HUBH077E<br><u>送信される方</u> の利用者識別番号が申告等データ内の利用者識別番号と一致しません。<br>税理士等の方が代理送信される場合は税務代理による利用が可能な利用者識別番号かを確認してください。   | 1  |   |
| 3 | HUBH068E<br>納税用確認番号が登録されていない利用者の代理送信は行えません。  | HUBH068E<br>納税用確認番号が未登録であるため、納税者の方の代理送信は行えません。<br>納税者の方の納税用確認番号を登録した上で、再度送信してください。   | 2  | このエラーメッセージは、源泉所得税データ、または、納付情報登録依頼の送信で発生します。<br>原因と対処方法は、「変更後」のメッセージ内容のとおりです。<br>納税者でログインし、納税用確認番号を登録する必要があります。  |
| 4 | HUBH078E<br>開始届出書を送信する権限がありません。              | HUBH078E<br><u>送信される方</u> の利用者識別番号に開始届出書の代理送信を行う権限がありません。<br>税理士等の方が代理送信される場合は、税務代理による利用が可能な利用者識別番号かを確認してください。<br>税理士等以外の方は、e-Tax ホームページ等の「e-Tax の開始（変更等）届出書作成コーナー」から開始届出書を提出してください。 | 5  | No.2 に記載した HUBH077E と類似のエラーです。<br>e-Tax の利用開始届出書において、税理士等の方と納税者の方とは、届出書の種類が異なります。<br>このエラーは、納税者用の利用開始届出書を提出して取得した利用者識別番号を使って、開始届出書の代理送信をした場合に発生します。   |

|    |   |  |    |   |
|----|---|--|----|---|
| 5  | <b>HUBH137E</b><br>本人の利用者識別番号が未登録、又は廃止されています。                                   | <b>HUBH137E</b><br><u>納税者の方(本人)</u> の利用者識別番号が未登録、又は廃止されています。   | 14 |   |
| 6  | <b>HUBH142E</b><br>本人、税理士等以外の電子証明書が未登録であるため、電子証明書を登録のうえ、再度送信してください。             | <b>HUBH142E</b><br><u>納税者の方(本人)、税理士等の方</u> 以外の電子証明書が未登録であるため、電子証明書を確認の上、再度送信してください。  | 0  |   |
| 7  | <b>HUBH143E</b><br>本人、税理士等以外の電子証明書が登録されている電子証明書と異なるため、再度、電子証明書を登録のうえ再度送信してください。 | <b>HUBH143E</b><br><u>納税者の方(本人)、税理士等の方</u> 以外の電子証明書が登録されている電子証明書と異なるため、電子証明書を変更の上、再度送信してください。<br><u>なお、電子証明書の更新・変更をしている場合には、新しい電子証明書を e-Tax へ再登録必要があります。</u> | 0  |   |
| 8  | <b>HUBH145E</b><br>本人、税理士等以外の利用者識別番号が未登録、又は廃止されています。                            | <b>HUBH145E</b><br><u>納税者の方(本人)、税理士等の方</u> 以外の利用者識別番号が未登録、又は廃止されています。  | 0  |   |
| 9  | <b>HUBH144E</b><br>税理士等の利用者識別番号が未登録、又は廃止されています。                                 | <b>HUBH144E</b><br><u>税理士等の方</u> の利用者識別番号が未登録、又は廃止されています。<br><u>申告データ内の税理士等の方の利用者識別番号を確認してください。</u>  | 0  |   |
| 10 | <b>HUBH138E</b><br>本人の電子証明書が未登録であるため、電子証明書を登録のうえ、再度送信してください。                    | <b>HUBH138E</b><br><u>納税者の方(本人)</u> の電子証明書が未登録であるため、電子証明書を登録の上、再度送信してください。<br><u>税理士等の方が代理送信される場合は、送信方法が正しいかを確認の上、再度送信してください。</u>                            | 85 | 税理士等の方の電子証明書が正しく登録されていない場合や、代理人税理士の設定をし忘れている場合に発生します。 |
| 11 | <b>HUBH140E</b><br>税理士等の電子証明書が未登録であるため、電子証明書を登録のうえ、再度送信してください。                  | <b>HUBH140E</b><br><u>税理士等の方</u> の電子証明書が未登録であるため、電子証明書を登録の上、再度送信してください。  | 0  |   |

|    |   |   |    |  |
|----|---|---|----|--|
| 12 | HUBH139E<br>本人の電子証明書が登録されている電子証明書と異なるため、再度、電子証明書を確認のうえ送信してください。   | HUBH139E<br>納税者の方（本人）の電子証明書が登録されている電子証明書と異なるため、電子証明書を確認の上、再度送信してください。<br>なお、電子証明書の更新・変更をしている場合には、 <u>新しい電子証明書を e-Tax へ再登録する必要があります。</u><br>税理士等の方が代理送信される場合は、 <u>送信方法が正しいかを確認の上、再度送信してください。</u> | 7  | No.10 の HUBH138E と類似のエラーです。<br>HUBH138E は納税者本人の利用者識別番号に対し電子証明書が未登録の場合に発生し、<br>HUBH139E は納税者本人の利用者識別番号に対し何らかの電子証明書が登録されている場合に発生します。 |
| 13 | HUBH141E<br>税理士等の電子証明書が登録されている電子証明書と異なるため、再度、電子証明書を確認のうえ送信してください。 | HUBH141E<br>税理士等の方の電子証明書が登録されている電子証明書と異なるため、電子証明書を確認の上、再度送信してください。<br>なお、電子証明書の更新・変更をしている場合には、 <u>新しい電子証明書を e-Tax へ再登録する必要があります。</u>  | 28 | 電子証明書の切り替え時期に発生しやすいエラーです。<br>現在も第三世代から第四世代への切り替え時期であるため、発生しやすい時期といえます。   |
| 14 | HUU0073E<br>送信され申告等データは受付対象外手続きです。                                | HUU0073E<br>送信され申告等データは受付対象外手続きです。<br><u>e-Tax で利用可能な手続きについては e-Tax ホームページ (<a href="http://www.e-tax.nta.go.jp">http://www.e-tax.nta.go.jp</a>) の「利用可能手続き一覧」でご確認ください。</u>                      | 0  | 即時通知で発生するエラーです。  |
| 15 | HUU0077E<br>送信された申告等データは、電子証明書を事前に登録する必要があります。事前登録の上、再度送信してください。  | HUU0077E<br>送信された申告等データは、電子証明書を事前に登録する必要があります。事前登録の上、再度送信してください。<br>税理士等の方が代理送信される場合は、 <u>送信方法が正しいかを確認の上、再度送信してください。</u><br><u>※e-Tax を利用する場合は、申告書等の送信前に、電子証明書を e-Tax へ事前に登録する必要があります。</u>      | 42 | 誤って本人で送信するような場合に発生するエラーです。<br>電子証明書が登録されている代理人税理士で送信すれば発生しません。   |

以上